

# お 知 ら せ

令和6年4月24日  
宇部市水道局財務課管財係

## 令和6年度における建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

水道局が発注する建設工事につきましては、平成28年度から時限的な特別措置として、前払金に係る特例（使途範囲の拡大）を実施しておりましたが、国において令和6年度も継続することとなったことを踏まえ、水道局発注工事についても、継続して行うこととしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 期間について

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに工事請負契約を締結した、又は締結する工事の前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

※既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。

#### 2 その他

例年、工事約款を改正して対応していましたが、令和5年度より約款内の期間を削除し、通年利用できるように改正しました。

令和7年度以降も前払金の使途拡大を継続して行うこととなりましたら、別途、お知らせします。